港湾作業料金表

適　用　港

伊万里港　佐世保港　相ノ浦港
臼ノ浦港　三池港　大分港

平成７年９月８日認可
平成７年９月16日実施

目　　次

港　湾　荷　役　料　金　表 …… 1

　総トン数 1,000トン未満の
　小型船荷役料金を除く

港湾荷役料金表（船内荷役料金） …… 7

　総トン数 1,000トン未満の
　小型船荷役料金を除く

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金） ……13

　総トン数 1,000トン未満の
　小型船荷役料金を除く

港　湾　荷　役　料　金　表 ……21

　総トン数 1,000トン未満の
　小型船荷役料金

はしけ運送料金表 ……27

いかだ運送料金表 ……31

港　湾　荷　役　料　金　表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I　適　用　範　囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

（1トンにつき単位円）

品目					金額	
					接岸本船←→上屋・野積場内	接岸本船←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			881	783
		空			749	665
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,704	1,553
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				1,315	1,199
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)				1,849	1,674
包装品	袋物				2,375	2,151
	ベール物				2,332	2,106
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)			2,525	2,315
		機械類(1個当り5トン以上のもの)			1,849	1,674
		青果類			1,902	1,717
		冷凍品・冷蔵品			——	3,594
有姿貨物	タイヤ				1,728	1,589
	巻取紙（内地産）				1,407	1,251
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,289	1,152
				北洋材	1,714	1,580
			製材		1,373	1,233
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				2,063	1,846
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1,973	1,794
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル			1,678	1,525
	石材				1,995	1,844
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石(粉)				1,488	1,316
	鉱礦石(塊) 特殊鉱礦石				1,888	1,709
	砂糖				1,808	1,668

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① ３ヶ月以上の長期契約があること

② １ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③ １回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分 ＼ １口の作業構成員数による区分	15人以下(12人)	16人～22人(19人)	23人～29人(26人)	30人～36人(33人)	37人以上(40人)
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	39,610	61,760	83,930	106,100	125,120
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	61,610	96,070	130,560	165,050	194,630

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待

機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。

（1口につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	15人以下（12人）	16人～22人（19人）	23人～29人（26人）	30人～36人（33人）	37人以上（40人）
昼　　間（8時30分から16時30分まで）	314,240	489,960	665,840	841,730	992,610
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	314,240	489,960	665,840	841,730	992,610

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき　8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき　7円

7．消費税の加算

(1)　料金の総額に3％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．そ　　の　　他

(1)　本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)　特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)　委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I　適　用　範　囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

（1トンにつき単位円）

品目					金額
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実　入			410
		空			348
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,001
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）				776
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,025
包装品	袋　物				1,318
	ベール物				1,265
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)			1,555
		機　械　類(1個当り5トン以上のもの)			1,025
		青　果　類			1,027
		冷凍品・冷蔵品			2,582
有姿貨物	タ　イ　ヤ				1,091
	巻　取　紙（内地産）				663
	木　材	水落しのもの	原　木		452
		岸壁揚のもの	原　木	米国材 南洋材	635
				北洋材	1,100
			製　材		712
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,026
	鋼　材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,132
		鋼　管（口径12インチ以上のもの） コイル			963
	石　材				1,306
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱石(粉)				660
	鉱石(塊) 特殊鉱石				1,046
	砂　糖				1,169

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日にける荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① ３ケ月以上の長期契約があること

② １ケ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③ １回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	９人以下（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	23,780	36,450	49,140	61,810	71,330
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	36,990	56,700	76,440	96,150	110,960

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分 ＼ １口の作業構成員数による区分	９人以上（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	188,660	289,170	389,840	490,360	565,880
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	188,660	289,170	389,840	490,360	565,880

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

7．消費税の加算

(1)　料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．そ　　の　　他

(1)　特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)　委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I　適　用　範　囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき　単位円）

品目				金額	
				接岸本船船側はしけ内⟷上屋・野積場内	接岸本船船側はしけ内⟷上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		517	414
		空		440	352
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			793	634
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			608	486
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			921	737
包装品	袋物			1,182	946
	ベール物			1,190	952
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,103	882
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		921	737
		青果類		975	780
		冷凍品・冷蔵品		——	1,201
有姿貨物	タイヤ			728	582
	巻取紙（内地産）			818	654
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	722	578
				北洋材	704	563
			製材		733	586
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,146	917
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			945	756
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル			803	642
	石材				794	635
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				906	725
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				941	753
	砂糖				734	587

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①　「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ)　接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)　はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②　「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ)　接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ)　はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2)　料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)　大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)　長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヵ月以上の長期契約があること

②　１ヵ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分 ＼ １口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	15,830	25,310	34,790	44,290	53,790	63,280
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	24,620	39,370	54,120	68,900	83,670	98,440

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分 ＼ １口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	125,580	200,790	276,000	351,370	426,730	502,020
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	125,580	200,790	276,000	351,370	426,730	502,020

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）移行２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1)　上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(2)　コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,828
雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,713
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,605

7．看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8．仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

9．はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金

(1)　本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき　単位円）

区分 / 貨物分類	施設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	10	7
繊維原料類	44	33
青果	44	33
窯製品	52	44
その他の貨物	77	63

(注) 1．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2．コンテナについては、野積場置きの料金とします。

3．定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11．分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき　4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき　3円50銭

12．消費税の加算

(1) 料金の総額に3％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14．そ　の　他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港　湾　荷　役　料　金　表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I　適　用　範　囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

(1)　総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2)　総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

(1)　総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

品目			金額	
			本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入	672	586
		空	572	498
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,553	1,433
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,199	1,107
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,674	1,534
包装品	袋物		2,151	1,971
	ベール物		2,106	1,926
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	2,315	2,148
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	1,674	1,534
		青果類	1,717	1,568
		冷凍品・冷蔵品	——	3,366

有姿貨物	タイヤ				1,589	1,479
	巻取紙（内地産）				1,063	941
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,152	1,042
				北洋材	1,580	1,473
			製材		1,233	1,122
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,846	1,672
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,525	1,435
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,297	1,220
	石材				1,844	1,723
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,316	1,178
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,709	1,566
	砂糖				1,668	1,557

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

品目				金額	
				本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		672	538
		空		572	458
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,031	824
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			790	632
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,197	958
包装品	袋物			1,537	1,230
	ベール物			1,547	1,238
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,434	1,147
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		1,197	958
		青果類		1,268	1,014
		冷凍品・冷蔵品		——	1,561
有姿貨物	タイヤ			946	757
	巻取紙（内地産）			1,063	850
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	939	751
				北洋材	915	732
			製材		953	762
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,490	1,192
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,229	983
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,044	835
	石材				1,032	826
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,178	943
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,223	979
	砂糖				954	763

(3) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

5．消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7．そ　の　他

(1)　本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)　特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)　委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ運送料金表

I　適　用　範　囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

（1トンにつき単位円）

品　　目	金　　額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,085
撒　貨　物	980

(1)　作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①　本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②　沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します

種　　別	内　　容	割　増　率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の3割増

3．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（1トンにつき単位円）

品　　目	金　　額
一般包装品	115
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撤貨物	58

(注)　本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき58円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4．滞　船　料　金

積載貨物トン数1トン1日につき124円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5．最　低　料　金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき　4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき　3円50銭

7．消費税の加算

(1)　料金の総額に3％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．そ　の　他

(1)　特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)　委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

いかだ運送料金表

I　適　用　範　囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

II　料金の種類及び適用方

1．基　本　料　金

本船沖取一仕訳筏組

（1立方メートルにつき単位円）

品　　目		金　　額
原　木	米　国　材	931
	南　洋　材	755
	北　洋　材	1,147

（注）　筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1)　作　業　範　囲

基本料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2)　料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき単位円）

区　　分	金　　額
昼間（８時30分から16時30分まで）	26,160
半夜（16時30分から21時30分まで）	40,690

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円09銭

5．消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．そ　　の　他

(1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剝作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

二　類　港（乙）